

社会福祉法人吉幸会役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉幸会（以下「法人」という）の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、法人の理事および監事をいうものとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が法人の理事会又は評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、費用弁償として別表1の通り支給するものとする。

2 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費を支給するものとする。

(役員の報酬)

第4条 理事長の報酬は、社会通念上で認められる範囲内の額であることを考慮しつつ、法人の財務状況を勘案して定めるものとし、具体的な報酬額については、別表2に定める通りとする。

また、月の途中で就任又は辞任若しくは死亡した場合は、その日を含めた日割り計算を持って支給するものとする。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員及び評議員及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(報酬の特例)

第6条 理事会は、役員が在任中に、法人に多大なる貢献をもたらした場合あるいは重大なる損害を与えた場合、この規程によらず、報酬を支給、又は、その報酬額を増減できるものとする。

附 則

- この規程は平成20年2月14日から施行する
平成23年10月20日 一部変更（平成23年11月 1日実施）
平成29年 3月17日 一部変更（平成29年 3月18日実施）
平成29年 6月21日 一部変更（平成29年 6月21日実施）

別表 1 (第 3 条関係)

役 職 名	費用弁償額
理事及び監事	20,000円
評議員	20,000円
評議員選任・解任委員	20,000円

別表 2 (第 4 条関係)

役 職 名	報 酬 額
理事長	日額 30,000円とし、 年額 500万円以内
他の非常勤役員	無 報 酬